

第1回古平町議会臨時会 第1号

平成28年5月19日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔古平町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案〕
- 5 議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案〕
- 6 議案第32号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案〕
- 7 議案第33号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 8 議案第34号 平成28年度町道高校通線改良工事請負契約の締結について

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	本間順司君				
副町	長	田口博久君				
教	育	長	成田昭彦君			
総	務	課	長	藤田克禎君		
企	画	課	長	細川正善君		
財	政	課	長	三浦史洋君		
民	生	課	長	五十嵐満美君		
保	健	福	祉	課	長	佐藤昌紀君

産業課長	宮田誠市君
建設水道課長	高野龍治君
会計管理者	白岩豊君
教育次長	和泉康子君
産業課長補佐	井本将義君
総務係長	松尾貴光君
財政係長	田名辺信行君

○出席事務局職員

事務局長	本間克昭君
議事係兼総務係	福嶋祐太君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名が出席されております。

説明員は、町長以下15名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝続君） おはようございます。ただいま事務局長の報告どおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成28年第1回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝続君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝続君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、寶福議員及び6番、池田議員のご兩名をご指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝続君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝続君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成27年度3月分、4月分と平成28年度4月分の例月出納検査結果、平成28年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会議決結果、平成28年第1回後志広域連合議会定例会議決結果、平成28年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、平成28年度北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第30号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、報告するものでございます。専決処分の日付としましては、記の下のほうにありますように3月31日付で専決処分をして制定してございます。

1ページめくっていただきまして、2ページです。条組みをしております、1条と2条に分けて改正するものでございます。第1条につきましては、委員会条例本体の部分の改正でございます。第2条につきましては、これは3月の定例会におきまして委員会条例の一部を改正する条例を制定していただきまして、今般手直しをする必要がございましたので、提案するものでございます。

内容に入ります前に、この条例は附則にございますように4月1日から施行しなければならないものだったので、専決処分させてまいりました。

説明資料は、事前に配っているものをお出しください。1ページと2ページに分かれまして新旧対照表を載せてございます。1ページです。まず、委員会条例の部分の改正でございます。改正前、右側の表でございますが、前3条と書いてありましたが、これを改正後、左側、7条から9条までにするものでございます。これにつきましては、前回3月の定例会におきまして新しく10条、11条を手数料の関係で設けました。その2つの条項が入ったことによりまして改正前の前3条というものが使えなくなると、7条から9条までに変えなければならなかったというものを改正できてございませんでした。これにつきましては、3月の15日に総務省のほうから条例例が来まして、それによって判明したものでございます。これを手直しするものでございます。

説明資料の2ページです。2ページにおきましては、これが一部改正条例を改めるものでございます。附則の第2項におきまして、改正前につきましては平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る台帳登録価格に係る審査の申し出に関して適用するものとしておりましたところを改正後、左側ですが、平成28年4月1日以後に台帳登録価格の公示がされる場合に適用すると文言が変わったものでございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第31号及び日程第6 議案第32号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて、
日程第6、議案第32号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてはいずれも関連性がござ
いますので、一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま一括上程されました議案第31号 専決処分（第3号）の承
認を求めることについて並びに議案第32号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案
理由の説明を申し上げます。

専決処分の理由になりますが、こちらは最後のほうで説明させていただきます。

2つの条例の改正内容から説明いたします。今回の2つの条例の一部改正につきましては、全く
同じ改正内容となっております。改正点としましては、利用者負担額に係る改正でございます。利
用者負担額とは保育料のことございまして、条例上利用者負担額と規定しておりますが、一般的
には保育料のほうがわかりやすいかと思っておりますので、保育料で統一して説明させていただきます。

2つの条例のうち、古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条
例の一部を改正する条例でございますが、こちらの条例につきましては古平町の子供の保育料を規
定している条例でございます。古平町の子供がほかの町村、または私立の施設を利用した場合でも
この保育料が適用されます。もう一つの条例であります古平町保育所設置条例につきましては、古
平幼児センターみらいの保育施設としての規定がなされておまして、施設としての保育料を規定
しております。2つの条例ともに、国の子ども・子育て支援法等の法令に準じて規定しているもの
でございます。

1つ目の特定教育・保育施設のほうの条例になりますが、保育料を別表のほうで規定しておりま
す。別表1に1号認定、1号認定は幼稚園時間を利用する子供です。別表2に2号認定、保育を必
要とする子供のうち3歳以上の保育料を規定しております。別表3ですが、別表3には3号認定、
同じく保育を必要とする子供の3歳未満の子供の保育料。それぞれ別表1から3に規定しておりま
す。保育所設置条例につきましては、別表2に1号認定の保育料、別表3に2号認定の保育料、別
表4に3号認定の保育料を規定しております。別表番号の違いはありますが、階層の規定ですとか
金額、全く同じ保育料で規定しております。

今回の改正内容につきましては、保育料自体ではなく、それぞれの表の備考欄の改正になります。
改正点としまして2点ございます。1点目は多子世帯、2人以上の子供がいる世帯になりますが、
多子世帯の保育料軽減、2点目については要保護世帯の保育料軽減になります。こちらの要保護世

帯につきましては、後ほど説明させていただきます。

説明としまして、本日配付してあります図のついた説明資料、こちらを使いまして説明させていただきます。1枚目ですが、多子世帯における保育料軽減についてから説明いたします。1ページ目に1号認定の子供の改正内容を載せております。左側、白抜きの文字でこれまでと記入されている欄ですが、下の枠の中を読み上げます。同一世帯の監護する子供のうち、小学校3年生までをカウントし、第2子を半額、第3子以降を無料としておりました。図のほうを見ていただきたいのですが、例1としまして、小学校4年生の長女、こちらは3年生よりも上ですので、カウントになりません。その下、5歳の次女ですが、こちらが第1子扱いとなりまして満額、その下、4歳の長男が第2子扱いとなりまして半額としておりました。これが右上に移りまして、改正後、改正後につきましては生計が同一の監護する子供等、等のうちには孫ですとかおいやめいなどを含みます。これらを全てカウントしまして、第2子を半額、第3子以降無料となります。例1のほうですが、これまでの例の1と同じ設定になっております。小学校4年生の長女が第1子とカウントされます。5歳の次女、こちらが第2子となり半額、その下、4歳の長男は第3子となり無料となります。右側の表が例の2になりますが、こちらはちょっと設定を変えておりますが、別居している大学生の20歳になる長男がいた場合と仮定しております。こちら別居しておりますが、生活の面倒を見ていくということになって、第1子と扱います。その下、同居している預かっているめいがいた場合にこちらが第2子扱いとなります。その下、小学校4年生の長女は第3子扱いとなり、その下、5歳の次女が第4子扱いとなり無料、4歳の次男も第5子扱いとなり無料となります。その下が上下の図で全く同じ設定としております。違いは、真ん中あたりに書かれておりますように、国が年収約360万円未満相当の世帯に限るとしているところです。360万円以上の年収があった場合には、これまでの表と同じ扱いになります。カウントの仕方が同じとなります。それに対しまして、古平町は所得制限を設けないこととしました。ですので、監護する子供全てカウントになることとなります。

続きまして、次のページに移ります。2号、3号認定子供になります。こちらは、保育時間を利用している子供です。表の構成はほぼ同じなのですが、カウントの仕方が1号とは違っております。これまでのほうをごらんください。同一世帯の監護する子供のうち、同時入所の場合に第2子を半額、第3子以降を無料としております。例の1で申し上げますと、小学校3年生の長男は同時に保育所を利用していない小学生の子供ですので、カウントされません。5歳の長女が第1子扱いとなり満額、2歳の次女が第2子扱いとなり半額になります。右上に移りまして、改正後ですが、こちらも改正内容は同じです。生計が同一の監護する子供等、先ほどと同じように孫ですとかおい、めいなどを含みます。全てカウントし、第2子を半額、第3子以降が無料となります。これまでの表と同じ設定の例1でいいますと、小学校3年生の長男を第1子とカウントし、5歳の長女を第2子とカウントし、半額になります。その下、4歳の次女は第3子になりますので、無料です。例の2につきましても1号と同じ設定ですが、長男、別居しておりますが、生活の面倒を見ておりますので、第1子、預かっているめいについては第2子扱い、小学校3年生の次男は第3子扱い、5歳の長女は第4子扱いとなり無料、4歳の次女が第5子扱いとなり無料となります。こちらも上下全く同じ絵を使っておりまして、こちらも違いにつきましては年収約360万円未満相当に限るという国の

取り扱いでございます。古平町は、こちらも所得制限をなしとしております。

続きまして、3ページ目に移ります。改正点2点目の要保護世帯における保育料軽減になります。要保護世帯の説明につきましては、こちらの①から③の3点の世帯になります。①としてひとり親世帯、②としましてアからオまでの障害者等がいる世帯になります。③としまして、特に生活が困窮していると町長が認めた世帯、この3点のうちどれかに当てはまる場合に要保護世帯となります。要保護世帯の1号認定の子供から説明いたします。上半分が国の表となっております。国と町では料金設定が違っております。階層の内容は同じですが、保育料自体が違いますので、表を2つに分けております。改正になるところがちょっと色が見えづらいかと思いますが、塗りつぶしてあります。第3階層になります。第3階層の要保護世帯の第1子については、通常の保育料から1,000円引きとなります。第2子については、1,000円を引いた上で半額扱いになりますので、ごらんの金額になります。こちらが改正後に移りますと、四角枠の中を読み上げますが、年収約360万円未満相当の世帯に限り、第1子を半額、第2子以降を無料、年収約360万円以上の世帯についてはこれまでどおり小学校3年生までをカウントし、第2子は半額、第3子は無料となります。表の違いとしましては、同じく3階層の1子が1,000円引いた上の半額、第2子が無料となっております。下のほうに移りまして、古平町ですが、古平町は3階層の保育料を8,000円としておりますので、第1子は1,000円引いて7,000円になります。第2子は、1,000円引いた上の半額となります。右のほうに移りまして、改正後はこちらも所得の制限をなくしますので、第2子は半額、第3子は無料となります。3階層ですが、半額になる国の規定が適用されますので、7,000円から半額にし、以降は無料です。4階層以上につきましては、先ほど説明しました多子軽減の適用がありますので、2子は半額、3子以降は無料となります。

続きまして、次のページに移ります。要保護世帯の2号認定の子供です。こちらは、保育を必要とする3歳以上の子供の保育料の表になります。これまでの表ですが、こちら国のほうでは8階層まで階層がございますが、古平町では5階層を上限としておりますので、5階層までの表としました。金額の設定につきましては、5階層まで国と同じ金額となっております。こちらの改正点につきましても3階層から説明しますと、第1子目が1,000円引き、第2子が1,000円引いた上の半額となります。右上に移りまして、国のほう、3点改正がございます。①から④ありますが、①から③が改正内容です。①としまして、3階層世帯についてこれまで1,000円軽減していたところを1,000円軽減し、さらに半額。②としまして、4階層世帯のうち年収約360万円未満相当の世帯について半額。③としまして、年収約360万円未満相当の世帯について第2子以降を無料とします。ここまですが国の改正内容となっております。④としまして、年収360万円以上の世帯についてはこれまで同様に同時入所の場合に多子軽減が適用されますので、第2子半額、第3子無料となります。下に移りまして、古平町につきましては、国の①から③までの改正内容は全く同じです。④としまして、年収約360万円以上の世帯については同時入所にかかわらず第2子を半額、第3子を無料とします。1,000円引くですとか半額にするとかの軽減措置に加えまして、こちらも多子世帯の軽減も適用となりますので、4階層世帯以上にも軽減措置が適用されます。

続きまして、5ページのほうですが、5ページのほうにつきましては3号認定の表を載せており

ますが、3歳以上と3歳未満で保育料の違いはあるものの、改正内容は全く同じですので、説明省略いたします。後ほど金額の確認等をしていただければと思います。

今回の改正内容ですが、国の軽減による措置に加えまして、古平町独自としまして所得制限を撤廃しております。こちらは、議案のほうをお開きいただきたいのですが、議案5ページお願いいたします。附則の一番下の3項になります。こちらで当分の間から規定しておりますが、こちらが読みかえ規定となっております。この読みかえ規定を置くことによりまして所得制限を撤廃し、全ての世帯に軽減措置が適用される規定としております。この改正内容につきましては、冒頭申し上げましたように保育所設置条例についても同じですので、9ページのほうになりますが、こちらも附則で3項を置きまして、読みかえ規定を置いております。

最後になりますが、専決理由としまして、本来条例改正案として議案提出しまして、審議を経て決定するものでございますが、先ほど申し上げましたようにこの2つの条例ともに国の法令等に準じて規定している関係性がございます。国の法令改正が3月31日付で行われましたこと並びに4月の年度当初の保育料から保護者の負担を軽減させるため、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分とさせていただいた次第であります。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○7番（山口明生君） 監護する子供の規定の内容なのですが、孫、めい、おい等を含むというふうになっています。例えば仮に事情があつて他人の子供を預かっている場合でもカウントされるのかということと、あと例の2のほうである長男別居、大学生20歳と、例えばこれも事情があつて二十四、五歳の大学生でもカウントされるのかというようなところを説明いただきたいと思います。

○民生課長（五十嵐満美君） まず、1点目の監護する子供の中に他人の子供がいた場合という点ですが、他人の子供であっても世帯が一緒に生計を同一としている場合にはカウントされます。

2点目の大学生が24歳、25歳でもということでしたが、こちらは大学生が24歳になっても25歳になっても、もしも大学生でなくても生活の面倒を見ていればカウントの対象となります。

○7番（山口明生君） 最後の大学生でなくてもということであれば、例えば仕事を余りできなくて家で面倒見ているということで、それも年齢制限はないということですか。

○民生課長（五十嵐満美君） はい、そのとおりでございます。大学に行っていないけれども、浪人をしてしている場合等、それから大学を卒業して仕事をしていなくても生活の面倒を見ている生計を同一として監護しているということであれば、対象となります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第33号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第33号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第33号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

既定の予算に3,242万円を追加しまして、総額38億9,042万円とするものでございます。

補正の款項、金額等につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、12ページ、13ページにお示ししてございます。

また、地方債の変更がございますので、これにつきましては15ページの第2表、地方債補正に載せてございます。

それでは、事項別明細書の歳出のほうからご説明いたします。18ページ、19ページです。2款1項1目一般管理費、既定の予算に110万円を追加して1,276万6,000円とするものでございます。26節寄附金を新しく設けてございます。熊本地震、4月14日発生いたしまして、災害はまだ大変な状

況でございます。これにつきまして本町としましては見舞金を支出するということでのご提案でございます。110万円のうち100万円につきましては、日赤北海道支部を通じて送金する予定でございます。残り10万円につきましては、B & G財団及びB G所在の全国市長会議、町村長会議のほうから呼びかけがございまして、熊本地震災害緊急支援募金ということで集めるものでございます。集めた募金につきましては、被災地への支援金、また支援活動に全額を使用するということでのございまして、こちらのほうに10万円を支出する予定でございます。

続きまして、4款1項5目医療対策費、既定の予算に3,132万円を追加して1億8,495万2,000円とするものでございます。18節備品購入費を新しく設けてございます。エックス線CT装置及び画像システム購入費でございます。現在ございますCTが壊れました。今月の10日にCTが故障したということで、内容としては画像にふぐあいがあると、画像のコントラストがおかしいということで、メーカーを呼んで調査をしてございます。その結果、装置の基板が損傷していることが判明いたしました。応急処置ができます。応急処置として二、三カ月大丈夫なように、もたせるようにするというのでまず応急処置をしまして、抜本的には1台更新する考えでございます。現在の器械は平成14年、診療所が新築されたときに導入されたものでございます。13年経過してございます。通常法定のこの器械の耐用年数は6年ということでございますが、メーカーの部品保証は10年あるということで、10年ぐらいもつのではということでは聞いてございますが、現在のものが13年経過しているということで、抜本的に更新しようと、1台取りかえようということでございます。ちなみに、発注後二、三カ月設置までかかるものでございますので、それまでは応急対策をして使用していくということでございます。

それでは、歳入のほうをおめぐりください。16ページ、17ページをお開きください。19款4項2目雑入、既定の予算に112万円を追加して2,809万8,000円とするものでございます。その他収入で財源調整をさせていただきます。

続いて、20款1項3目衛生債、既定の予算に3,130万円を追加して7,220万円とするものでございます。エックス線CTの購入事業債ということでございます。過疎債のハード事業のほうで起債を計画ございます。起債計画につきましては、4月に計画書提出しておりましたが、どうかこのエックス線のほうもということでお願いして、起債のほうに手を挙げさせていただいております。ただ、全額対象になるかどうかは不明でございますので、この金額よりも減る可能性もございます。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀 清君） CTの購入なのですけれども、この金額というのは妥当か、妥当でないかという形で判断したいのですけれども、購入に当たっての業者との細部の交渉内容等々を聞かせてください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、CTの器械、今使っている器械が東芝の器械です。それで、CTの器械のメーカーというのは何社かございます。そういった中で、どの器械がいいのかということは診療所の院長ともいろいろと話しした中で、新しい器械が入るまでにこれから手続踏んでい

くことになると思いますが、二、三カ月通常ではかかるだろうと。メーカーのほうも今の器械をもたせて頑張っても3カ月ぐらいだろうということで、その間何とか使っていける。今のものを故障しながらも部品をどこかから見つけてきて、部品の提供保証自体が10年で、もう13年たっていますので、部品自体も道内にあれば何とかなるけれどもというような感じのお話でした。それを頑張らせるということを考えると、同じ東芝の器械を入れるのが今の器械をもたせる、何とかさせるということから考えた場合に妥当策だろうということで、診療所とうちのほうでいろいろと協議した結果、そういう方向でいこうという話になって、メーカーのほうに打診したところ、今回入れようとしている器械は定価で10億円するそうです。約10億円。定価と実際の購入費用とが乖離があるので、余り定価を公表したくないとは言っておりました。ただ、私のほうからそれではうちのほうで設計できませんのでというお話をさせていただきました。定価が10億で、今回予算が3,000万ちょっと、余りにも乖離しています。その辺の乖離についてメーカーのほうとお話ししたら、実際にはこのくらいの値段で通常は取引されますと。東芝の器械、道内のシェアとしては7割くらいあるそうです。その中ではほかの自治体病院等々にも納入されているようです。そちらの自治体のほうでも、メーカーがある程度卸せる価格、それと運搬費用、設置費用等々を含めて算定した額で提示した額を予定価格としていることが多いですと。あとメーカーは実際には卸すだけですので、実際の販売となると取扱店が行うこととなります。その辺との長年の経過から、取扱店が販売できる価格を大体設定した中での参考見積もりをいただいておりますので、その金額で今回予算立てしているところです。

○2番(堀 清君) 今説明してもらってびっくりしているのですけれども、そういう中で現場としての病院側の選択肢という中では、それは院長等々が納得していると捉えているのですけれども、その辺の経緯、若干ですけれども、説明してもらいます。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 5月の9日から診療開始して2日目の朝に、まず朝行って放射線技師がこの器械の運転を始めます。その段階でどうも画像のコントラストがおかしいということで、院長のほうに放射線技師のほうから報告あって、直せるものなのかどうなのかということで、メーカーを呼んで応急処置をして、何とかだましまし使えるだろう。その後、だましましですので、次どうしようかということで、病院側でもいろいろ検討、私のほうに報告があった後、ではどうしましょうかということで、病院の院長、それから放射線技師、それから看護師等とうちといろいろと協議した結果、今回のやり方でいきましょうと。

院長の判断としては、CTの容量といいましょうか、構造といいましょうか、CTの輪切りにする画像の断面、これが今最高で80列、輪切りにする間隔が最高の器械で80列、その次が一気に下がって16列、今つけている器械が8列というものです。その数字が上がっていくたびに間隔が狭まるので、より精度の高い画像診断ができるということになります。町立診療所の診療の仕方、患者の状況等々を考えると80列の精度の高いところまでは要らないだろうと、心臓病だとか、そういう血管の細部まで見るような診療をする場合には80列あったほうがいいけれども、当診療所においてはそこまでではないだろうと、そういう患者がいた場合には専門病院に紹介することになるだろうと。ですので、一般的に今通常使われている16列あればいいと、メーカーにはこだわらないというお話

がございましたので、先ほど前段でお話ししたとおり、今ついている器械のメンテの優位性も含めて今回の機種を選定してございます。

○8番（高野俊和君） 少し予想的なことで申しわけないのですが、今回恵尚会が病院を開院するに当たって、1月から4月まで恵尚会のほうから先生を初め看護師さん数人が入って開設の準備をしていたと思うのですが、病院の開設のほか人員の配置などについてもいろいろ協議を重ねていたと思うのですが、突発的なことは別としまして、見通しとしてでいいのですが、今後近い間に大きく支出が出るだろうというようなことはあるのでしょうか。このCTに関しては前から少し言われていたと思うのですが、そのほか見通しとして近々に大きな支出があるということは、人的なことも考えてあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 三浦財政課長のほうから提案理由の説明の中でもお話があったのですが、今ある器械については、開設準備経費でまず診療開始に当たって最低限必要な細かい機器類については整備してございますけれども、大きいものについては少し待ってください、今何とか使えるうちは使ってくださいということで話し合いながらやっています。私どももCTについては数年前からもう壊れてもおかしくないということで、一時期代替の予算を組みながら、補正予算を組みながらという扱いをしてきて、何とか今までもってきたというのが現状で、いよいよ壊れてしまったということになります。これは、ある程度想定がされていて、実は担当段階としては6月の定例会で取りかえるための予算をというふうに考えていたところでした。たまたま今回その前に壊れてしまったので、今回急遽提案という形をさせていただいています。

先ほども言いましたとおり、全ての器械において平成14年当時に整備したものです。メーカーに聞きますと、もう保証しかねる器械ばかりですねというのがメーカー側の正直な気持ちだそうです。そういった中で、平たい言い方をしますと、胸のレントゲンを撮る一般撮影、レントゲン器械、それからバリウムの検査などで台の上に乗っかってぐるぐるいろんな角度にされる、これは透視装置というものなのですが、これらについてももう古い。特に透視装置については、フィルム形式のもので、撮った画像をフィルムにして、それを透視台の上に乗っけて見るという、ドラマなんかでよく診察室で先生がちょっとはめて、どうですね、こうですねというお話しするような、ああいうスタイルのもので、今はそうではなくて、データ化をして、平たい言い方をするとパソコンの画面でそれが見れるというもの、今一般的なのはそっち側のほうです。診療所についているのはフィルム形式のもので、それらもかえていかなければならない。機器自体ももう古くなっている。エックス線関係のものについては、今回のCT含めて全て取りかえが必要になる。それから、鶴木先生の専門分野というのが消化器外科です。一番の専門が消化器外科です。要するに内視鏡が得意な先生です。今当診療所には口から入れる内視鏡、ファイバースコープが整備されておりますけれども、現代において口からというよりも患者さんの負担の少ない鼻から入れるカメラのほうがいいだろうということで、病院側からは鼻から入れるファイバースコープで、今ある器械自体全てにおいてもう古いので、いっそのこと取りかえてくれないかという要望が上がっております。そのほか、入院病床のベッドについてももう大分傷みがきています。一部さびが見えたりだとかというのがありますので、そちらもかえていただきたいという要望があります。細かいことを言うと結構あ

ります。そういった中で、町としては限られた予算の中で執行していかなければなりませんので、今後計画的にやっていきたいと思っておりますので、事情ご理解願いたいと思います。

○8番（高野俊和君） まだ開院してから10日前後しかたっていないので、その中で見通せというのは絶対無理だとは思うのですけれども、私今質問したのは、器械ばかりでなくて、例えば施設としてのふぐあいなどが見つかった場合には早目に対処して、傷が大きくなる前に最初にきちんと整備をして出発するほうがいいのではないかなという観点からお話をしました。今課長のほうからベッドその他のことに関しても説明ありましたけれども、どうしても必要なことに関しては早目に対処して、いろんな面で大きくかからないうちに手当てをするのがいいのではないかという意味で質問してみました。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 定価について伺いますけれども、現在の画像列の8というのを1とすると16列の器械を購入するのはどれくらいの割合になるのか。ちなみに、参考までに一番多い80列の場合はどうなるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 列の関係については、その時代、時代でポピュラーなものということで、13年前、掖済会がこのCTを入れたときには当時は8列が一般的な器械だったようです。今現代においては、一般的なものは16列、技術進歩の関係で16列が一般の病院で使われているもの。80列となると、メーカーさんに聞いたところ、実際に今この近辺で入れているのは北大、それから札幌医大、あと岩内の協会病院も今入れる計画をしていますというお話は聞いていました。ただ、心臓とか、そういう細部にわたって見るような、診療する病院が入れている器械ですということの説明を受けております。8列については、今は時代おくれになってしまうということで私も値段は聞いていないのですけれども、80列については定価を聞いたところ30億というお話をされていました。これは約の話だと思うのですけれども、それが実際幾らくらいになるのかというのは、80列を買うので参考見積もりを下さいと言えれば出してくれるのでしょうけれども、今回16列でお願いしますとメーカーに言っていますので、その説明しか伺っていませんので、今お答えすることはできません

○3番（真貝政昭君） 財源ですけれども、過疎債を予定しているという説明でしたけれども、こういう大量に医療機器が必要とされる段になって、そういう起債の面以外の国庫補助だとか、道単の補助という、そういう道は全くないのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 国庫補助のほうで僻地診療所の指定を受けている診療所については補助対象の補助金がございます。医療機器の整備についてもございます。ただ、この補助事業というか、需要額調査が前年の秋に需要額調査されて、そこで数字を固められてしまいますので、今回のような急場の対応というものはしてもらえない状況にあります。今回それで国庫補助のほうはあきらめております。今後整備していくものについては、ある程度計画性を持って前もって国のほうに要望していったら、国庫補助対象にしていきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 説明を聞いていると、もう大分古いというので、この際一気にかえて、客寄せのこともありますので、そういう検討をされていくべきだと思います。それと、道に対してもやはり求めていくべきだと思いますけれども、そういう予定というのはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 一気にという、真貝議員のおっしゃられる器械を新しくしました、精度の高いものを入れました、ぜひうちで診療を受けてくださいというアピールの材料にはなるかなと思いますが、ただ国庫補助なり補助金を使って、さらに起債を使ってといっても町の負担が全くゼロになるわけではございませんので、その辺の財政内情等も含めながら考えて検討していきたいと思っております。予算が許すのであれば一気にということも考えられますけれども、まだ使えるのに取りかえるというのもどうなのかという考え方もありますし、真貝議員おっしゃられるとおりこの際だから一気にという考え方もありますので、その辺は内部で重々検討しながら考えていきたいと思っております。あと、北海道に対する要請、道単独事業、地域医療に対する支援ということに対しては、大きな話としてはしていけるのかなと思うのですけれども、それに当たって道単独の補助事業、もしくは国庫に対する上乘せ等々の話については道の財政状況等もございますので、要請はしていったとしても、それが実現できるかどうかというのはちょっとわからないところだと思います。要請自体は機会があればしていきたいと思っております。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 平成28年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第34号

○議長（逢見輝続君） 日程第8、議案第34号 平成28年度町道高校通線改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第34号 平成28年度町道高校通線改良工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万以上となっております。そういったことから、今回工事請負として予定価格5,000万以上ということで提案したものでございます。

それでは、議決いただく内容をご説明いたします。1、工事名、平成28年度町道高校通線改良工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、1億5,660万円。4、契約の相手方、

住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第34号 平成28年度町道高校通線改良工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝続君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時00分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員